

特定非営利活動法人 EGAO TOKYO 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 EGAO TOKYO という。また、カナ名をトクテイヒエイリカツドウハウジンエガオ トウキョウとする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区若松町8番3号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、地域で支援が必要とされている子どもを中心に高齢者までの幅広い世代の人たちに対して、食を通じて交流する「みんなが笑顔になれる居場所」である。子どもたちの学び・共食・体験の機会や活動の場の提供、子どもの情緒や創造性の育成、孤食や育児の孤立の防止、ひとり親家庭・生活困窮家庭等、困難を抱えた子どもや家庭の支援、思春期の問題等を抱える子どもと保護者のサポート、高齢者の生きがいづくりや社会的孤立の防止を通して、子どもや大人たちが笑顔になれる居場所をつくることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動法人に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 子ども食堂の企画運営及び温かい食卓と居場所の提供に関する事業
- (2) 学習支援（宿題サポートを含む）を通じた生きる力の育成に関する事業
- (3) 多様な交流を通じた地域交流の基盤づくり及び体験イベントの企画運営に関する事業

- (4) その他の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。なお、法上の社員とは、総会で議決権を有する者のことで、法人と雇用関係にある者（従業員）のことではありません。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金及び会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は会員である法人が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第12条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上とする
 - (2) 監事 1人以上とする
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員を選任を理事会の議決事項とする。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。ただし、理事及び監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは3親等以内の親族を1人役員に加えることができる。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。定数とは、第12条で定めた役員の人数とする。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 身心の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の人数の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 会員の除名
- (5) 事業計画及び予算並びにその変更
- (6) 事業報告及び決算
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日間までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほかに、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総数の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総

会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係わるものを除く。）
- (7) 会議に関する事項

- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係わるものに限る。）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解 散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、国・地方公共団体に譲渡するものとする。

（合 併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 鈴 木 元 彦

副理事長 浅 香 いさく

理 事 天 野 俊 康

監 事 楠 健 人

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | | |
|-----|-----|------|---------|----------|
| (1) | 入会金 | 正会員 | (個人・団体) | 1,000円 |
| | | 賛助会員 | (個人・団体) | 500円 |
| (2) | 年会費 | 正会員 | (個人・団体) | 3,000円 |
| | | 賛助会員 | (個人・団体) | 1口1,000円 |

役員名簿（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

特定非営利活動法人 EGAO TOKYO

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）

☒各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	☒ 理事・ ☐ 監事	スズキ モトヒコ		有・ ☒ 無	理事長
		鈴木 元彦			
2	☒ 理事・ ☐ 監事	アサカ イサク		有・ ☒ 無	副理事長
		浅香いさく			
3	☒ 理事・ ☐ 監事	アマノ トシヤス		有・ ☒ 無	理 事
		天野 俊康			
4	理事・ ☒ 監事	クスノキ ケント		有・ ☒ 無	
		楠 健人			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和8年度

事業計画書

特定非営利活動法人 EGAO TOKYO

1 事業実施の方針

私たちは、「笑顔あふれる社会を地域と共に創造する」という理念のもと、「温かい食卓と居場所」の提供を中心に、子どもの孤立を防ぎ、多様な人々とのつながりを通じて、すべての人にとってかけがえのない「心のふるさと」となる豊かな地域交流の基盤を構築します。この活動を、「主体性・公共性・無償性の精神」に基づき、継続的かつ安定的に推進します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,670 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども食堂の企画運営及び温かい食卓と居場所の提供に関する事業	使命である「温かい食卓と居場所」を主体性・公共性・無償性の精神で力強く支え、理念の「笑顔あふれる社会を地域と共に創造する」ことを目指します。	毎木曜日程度	新宿区若松町8番3号	約15人	多世代	約30人 約50回 (約延1,500人)	1,370
学習支援（宿題サポートを含む）を通じた生きる力の育成に関する事業	使命に掲げる「未来を担う子どもたちの笑顔と生きる力を、地域社会と共に育んでいくこと」を目的とし、子どもの自己肯定感とやりがい高める学習支援を行います。	不定期	同上	約1人	多世代	約1人 約24回	0
多様な交流を通じた地域交流の基盤づくり及び体験イベントの企画運営に関する事業	目的である「人と人のつながりを通じてお互いを支え合い、豊かな地域交流の基盤を築くこと」を実現するため、「すべての人」が「差別なく受け入れられる交流機会（体験イベントの企画運営を含む）を創出します。	不定期	同上	約6人	多世代	約12人 約10回	300

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人 EGAO TOKYO

1 事業実施の方針

私たちは、「笑顔あふれる社会を地域と共に創造する」という理念のもと、「温かい食卓と居場所」の提供を中心に、子どもの孤立を防ぎ、多様な人々とのつながりを通じて、すべての人にとってかけがえのない「心のふるさと」となる豊かな地域交流の基盤を構築します。この活動を、「主体性・公共性・無償性の精神」に基づき、継続的かつ安定的に推進します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 1,670 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども食堂の企画運営及び温かい食卓と居場所の提供に関する事業	使命である「温かい食卓と居場所」を主体性・公共性・無償性の精神で力強く支え、理念の「笑顔あふれる社会を地域と共に創造する」ことを目指します。	毎木曜日程度	新宿区若松町8番3号	約15人	多世代	約30人 約50回 (約延1,500人)	1,370
学習支援（宿題サポートを含む）を通じた生きる力の育成に関する事業	使命に掲げる「未来を担う子どもたちの笑顔と生きる力を、地域社会と共に育んでいくこと」を目的とし、子どもの自己肯定感とやりがい高める学習支援を行います。	不定期	同上	約1人	多世代	約1人 約24回	0
多様な交流を通じた地域交流の基盤づくり及び体験イベントの企画運営に関する事業	目的である「人と人のつながりを通じてお互いを支え合い、豊かな地域交流の基盤を築くこと」を実現するため、「すべての人」が「差別なく受け入れられる交流機会（体験イベントの企画運営を含む）を創出します。	不定期	同上	約6人	多世代	約12人 約10回	300

令和8年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 EGAO TOKYO

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		40,000
正会員受取会費	40,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		80,000
受取寄附金	80,000	
資産受贈益	0	
3 受取助成金等		1,300,000
受取助成金	1,300,000	
4 事業収益		250,000
子ども食堂の企画運営及び温かい食卓と居場所の提供に関する事業収益	250,000	
学習支援（宿題サポートを含む）を通じた生きる力の育成に関する事業収益	0	
多様な交流を通じた地域交流の基盤づくり及び体験イベントの企画運営に関する事業収益	0	
5 その他の収益		0
役員借入金	0	
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		1,670,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
(2) その他経費		1,600,000
食品購入費	700,000	
消耗品費	210,000	
備品費	300,000	
衛生用品費	100,000	
印刷製本費	50,000	
旅費交通費	0	
通信運搬費	50,000	
広告宣伝費	50,000	
水道光熱費	80,000	
保険料	50,000	
支払手数料	10,000	
雑費	0	
事業費計		1,600,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
(2) その他経費		0
管理費計		0
経常費用計		1,600,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		70,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
設立時繰越正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④+⑤		0

令和9年度 活動計算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 EGAO TOKYO

(単位：円)

科目	金額	小計・合計
【A】 経常収益		
1 受取会費		30,000
正会員受取会費	30,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		90,000
受取寄附金	90,000	
資産受贈益	0	
3 受取助成金等		1,300,000
受取助成金	1,300,000	
4 事業収益		250,000
子ども食堂の企画運営及び温かい食卓と居場所の提供に関する事業収益	250,000	
学習支援（宿題サポートを含む）を通じた生きる力の育成に関する事業収益	0	
多様な交流を通じた地域交流の基盤づくり及び体験イベントの企画運営に関する事業収益	0	
5 その他の収益		0
役員借入金	0	
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		1,670,000
【B】 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		0
(2) その他経費		1,600,000
食品購入費	700,000	
消耗品費	210,000	
備品費	300,000	
衛生用品費	100,000	
印刷製本費	50,000	
旅費交通費	0	
通信運搬費	50,000	
広告宣伝費	50,000	
水道光熱費	80,000	
保険料	50,000	
支払手数料	10,000	
雑費	0	
事業費計		1,600,000
2 管理費		
(1) 人件費		0
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
(2) その他経費		0
管理費計		0
経常費用計		1,600,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		70,000
【C】 経常外収益		
固定資産売却益	0	
過年度損益修正益	0	
経常外収益計		0
【D】 経常外費用		
固定資産売却損	0	
災害損失	0	
過年度損益修正損	0	
経常外費用計		0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		70,000
法人税、住民税及び事業税・・・④		70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤		0
次期繰越正味財産額③－④+⑤		0

特定非営利活動法人 EGAO TOKYO

設立趣旨書

【背景・現状】

現代社会は一見豊かになりましたが、子どもの周りには多くの「イエロー信号」が点滅しています。核家族化や親の多忙化が進む中で、経済的な困窮だけでなく、家庭環境の変化や時間のすれ違いによって、子どもたちが「孤食」を強いられる機会が増加しています。私自身、思春期に人とのつながりへの渴望を感じながら孤食を経験し、温かい食事と人間関係に救われた過去があります。この「孤食」は、単に栄養の問題に留まらず、行動指針（Value）で掲げる「笑顔と安心の追求」を妨げ、心の孤立につながりかねません。私たちは、すべての人（人種、国籍、障がいの有無、経済的な状況や育った環境）が差別なく受け入れられる、目標（Vision）としての「心のふるさと」となる社会を地域と共に創造するという理念を実現するため、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、未来への希望を持てる社会を築くことが、今、私たちに課せられた重要な使命であると考えます。

【問題】

現在、地域社会で顕在化している大きな問題は、子どもと保護者双方の孤立です。子どもたちは、目的（Purpose）で目指す「誰もが安心して集える温かい居場所」を失いつつあります。「誰かと一緒に食卓を囲む」温かい時間や、「ただいま」と言える安心できる居場所が不足しています。また、子育てに悩む保護者もまた、地域でのサポートや交流の機会が不足し、孤立感を深めています。この「孤立の連鎖」が、子どもたちの健全な成長を妨げ、豊かな地域交流の基盤の構築を阻む大きな要因となっています。この問題は、緊急性の高い「レッド信号」ではないかもしれませんが、使命（Mission）の根幹である「主体性・公共性・無償性の精神」による継続的な支援体制の構築を求めている、多くの家庭に潜む「イエロー信号」です。

【あるべき姿】

私たちが目指すのは、すべての子どもが「いつでも『ただいま』って言えるあったかい場所」がある社会です。その場所では、「未来への希望である子どもたちの笑顔を育み、誰もが安心して集える温かい居場所」になり、「笑顔あふれる社会を地域と共に創造する」という理念（Philosophy）のもと、一人ひとりが「大切にされる場所」だと感じられるはずです。最終的には、子どもから高齢者、目標（Vision）で掲げる多様な人々が「地域の人々と手をつなぐ」ことで、人と人のつながりを通じてお互いを支え合い、すべての人々が希望を持って暮らせる豊かな地域交流の基盤を実現することこそが、私たちの理想とする姿です。

【活動実績】

当団体は、任意団体「わかまつ子ども食堂」として2024年12月21日から活動に真摯に取り組んでまいりました。活動を通じて、私たちは団体の行動指針（Value）を指針とし、使命（Mission）である「温かい食卓と居場所」を地域社会に提供すべく、献身的に推進してまいりました。具体的には、この期間を通じて、地域の子どもたちと保護者に対し、単なる給食サービスで終わらない温かい食卓（栄養と愛情のこもった食事）を定期的に提供し、多世代が交流する温かい団らんのある場とすることで、未来を担う子どもたちの笑顔と生きる力を育む「居場所」を地域に築いてきました。これにより、子どもたちの自己肯定感の醸成に寄与しています。

【法人格取得の目的】

任意団体として培った「あったかい居場所づくり」の経験と地域との「あったかい約束」を、より多くの人々に、より継続的に届けるためには、活動の信頼性を確立することが不可欠です。このため、私たちは特定非営利活動法人EGAO TOKYOとして法人格を取得することを決意いたしました。

法人化の意義は、社会的信頼の獲得、組織的継承性の確保、そして活動の透明化という3つの柱を通じて、使命（Mission）の根幹である「主体性・公共性の精神」に基づいた強固な活動基盤を構築することにあります。具体的には、NPO法人制度が定める法に沿った厳格な運営（総会の定期開催、役員に関する制約、会計原則の遵守など）を行い、定款や事業報告書などの書類を所轄庁や全ての事務所で広く公開する義務を負います。この義務的な情報公開と法人運営の徹底こそが、法人の高い社会的信用を確固たるものとし、活動の透明性を担保することで、行動指針（Value）で掲げる「公共性と社会貢献」の役割を十全に果たす基盤となります。また、公的な助成金や補助金への申請資格、行政・企業との契約主体となることで組織的継承性を確保し、継続的かつ安定した活動を可能にします。これらの基盤強化を通じて、私たちは目標（Vision）で目指す社会の実現に向け、目的（Purpose）を達成する活動を未来へつなげてまいります。

令和7年12月 6日

設立代表者 鈴木 元彦

設立趣旨書別紙

わかまつ子ども食堂のクレド（理念、目的、使命、目標、行動指針）

理念（Philosophy）

笑顔あふれる社会を地域と共に創造する

※組織の最も根本的な哲学であり、活動全体の揺るぎない土台となる最上位の信念

目的（Purpose）

未来への希望である子どもたちの笑顔を育み、誰もが安心して集える温かい居場所を創造すること。そして、人と人のつながりを通じてお互いを支え合い、豊かな地域交流の基盤を築くこと。

※理念を基盤とし、組織がなぜ存在するのかを明確にする根本的な存在意義

使命（Mission）：

「温かい食卓と居場所」を主体性・公共性・無償性の精神で力強く支え、未来を担う子どもたちの笑顔と生きる力を、地域社会と共に育んでいくこと

※目的を達成するために、組織が社会に対して現在果たすべき具体的な役割

目標（Vision）：

すべての人（人種、国籍、障がいの有無、経済的な状況や育った環境）が差別なく受け入れられ、誰もが笑顔で安心して過ごせる、地域にとってかけがえのない「心のふるさと」となる社会

※使命が完全に実現した先にある、組織が目指す究極の理想の未来像

行動指針（Value）：

※上記全て（理念・目的・使命・目標）を具現化するために、メンバーが日々実践する具体的な規範であり、組織が大切にしている価値観

1. 笑顔と安心の追求：子どもたちの笑顔と権利を最優先します。家庭のような安心できる居心地を追求し、誰もが心身ともに安らげる温かい居場所を提供します。
2. 主体的な参加と成長：誰にも強制されないご自身の意思に基づき、何ができるかを考え、自ら積極的に行動します。活動を通じたスキルアップや新しい経験を自己成長の機会とし、自己肯定感とやりがいを高めます。
3. つながりと支え合いの輪：様々な年代の人々や共通の目的を持つ仲間と交流を深め、お互いを尊重し支え合う地域交流の輪を広げます。温かい食卓を囲み、心と体をつなぐコミュニティづくりに貢献します。
4. 無償の精神と純粋な動機：金銭的な報酬を目的とせず、「困っている人の役に立ちたい」という純粋な気持ちを活動の根幹とします。この無償の奉仕の精神が、温かい雰囲気となることを深く理解します。
5. 公共性と社会貢献：特定の利益のためではなく、地域社会の一員として、支援を必要とする子どもたちのための公共的な役割を担います。子どもの貧困問題など社会問題への関心を持ち、仕事で得たスキルを社会に還元する貢献意欲を大切にします。
6. 視野の拡大と多様性の受容：新しい経験を通じて視野を広げ、様々な年代の人と交流し新しい価値観に触れます。多様な背景を持つ人々の個性を尊重し、誰もが平等に大切にされる受容の姿勢を貫きます。